オンブズパーソン制度をご利用ください

市政に関する苦情を、民間の有識者が調査し、必要に応じて是正の勧告を行います。市の施策や職員の対応などに不満をお持ちの方は、市内公共施設または市ホームページにある「苦情申立書」に必要事項を記入し、オンブズパーソン事務局（総務課文書法制係）に申し立て（郵送・ファクスも可）をしてください。

処理結果は、行政資料コーナーや市ホームページで閲覧できます。令和6年度の申立件数は次のとおりです。

【苦情申立件数】4件

【オンブズパーソン】秋山一弘（弁護士）、川上俊宏（弁護士）

問総務課文書法制係☎042-497-2031FAX042-492-2415

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

5月26日㈪に施行される戸籍法の一部改正により、氏名の振り仮名が新たに戸籍の記載項目に追加され、公証されるようになります。戸籍に記載する予定の振り仮名を、本籍地の市区町村から、順次戸籍の筆頭者あてに郵送しますが、日常使用している振り仮名と異なる場合、施行日から1年以内に、正しい振り仮名の届出をする必要があります。

※日常使用している振り仮名と同じ場合には届出の必要はなく、1年後にその振り仮名が戸籍に記載されます。

※清瀬市が本籍地の方には、8月上旬に通知する予定です。制度の詳細については、法務省のホームページをご覧ください。

問市民課戸籍係☎042-497-2038

ホームページ　法務省

消費生活相談の現場から

「お試し」はお試しだけでは済まない？～定期購入となっていないか確認しましょう～

【事例】美白になる歯磨き粉が「お試し780円」で手に入るというSNSの広告を見て注文した。ネットでの注文手続きは広告のボタンから注文画面に入った後、氏名・住所・メールアドレスなどを入力し、支払い方法は、コンビニの後払いを選ぶだけの簡単なものだった。3日後に商品と振込用紙が届いたが、同封されていた納品書をよく見ると「●●コース」という文字と、「次回お届け日は●月●日」と2週間後の日にちが記載されていた。自分はお試し1回限りのつもりで注文したのに、いつの間にか定期コースを注文していることになっていた。2回目以降はキャンセルしたい。

【アドバイス】

広告にある安いお試し価格の表示につられて申し込んだら、解約しない限り定期的に同じ商品が送られて来る定期購入の注文をしたことになっていたというトラブルの相談が多く寄せられています。定期購入契約の場合、最終確認画面と呼ばれる注文確定の直前に注文内容を表示する画面に定期購入であることをわかりやすく表示させる他、回数・1回あたりの価格・総額などを記載しなければならない事が法律で定められており、必要事項が記載されていない場合は契約を取り消すことが可能です。その場合、証拠として最終確認画面のスクリーンショットを保存しておくと事業者との交渉がスムーズになります。

また、商品名に「●●コース」という名称が付けられている場合は、定期購入契約である可能性が高いです。事例のようなトラブルを防ぐため、注文する前に「●●コース」となっていないか十分に確認したうえで注文しましょう。

契約トラブルでお困りの場合は消費生活センターまでご連絡ください。

問消費生活センター☎042-495-6212（相談専用）

※つながらない場合は☎042-495-6211へ

「情報公開制度」と「保有個人情報開示制度」

①情報公開制度

市が保管・保存する文書を対象に公開する制度です。請求された情報は、個人情報や個人財産の保全などの理由を除き、原則すべて公開されます。

②保有個人情報開示制度（保有特定個人情報を含む）

市が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる制度です。個人情報にマイナンバーを含まないものが保有個人情報、含むものが保有特定個人情報です。

【開示決定】原則、請求を受けた日の翌日から14日以内（保有特定個人情報の開示請求については30日以内）に開示・一部開示・不開示の決定を行い、決定通知書で通知します。

【手数料】無料（写しの作成費用や郵送料は実費負担）

【請求方法】①は直接窓口または郵送・ファクスで、②は本人であることを証明できる書類（運転免許証や個人番号カードなど。保有特定個人情報の開示請求については2点）を持参し、直接窓口または郵送で総務課文書法制係へ

◆令和6年度運用状況

各制度における開示運用状況は下表のとおりです（いずれも令和6年度開示請求分のみを掲載）。

問総務課文書法制係☎042-497-2031FAX042-492-2415

公文書開示請求・保有個人情報開示請求の件数（単位：件）

区分	請求件数	開示	開示・不開示の決定 一部開示	不開示 不存在	不開示 その他	取り下げ	却下	処理中
公文書	46	11	29	3	1	0	0	2
保有個人情報	14	1	13	0	0	0	0	0
合計	60	12	42	3	1	0	0	2

※令和6年度開示請求分のみを掲載

実施機関別開示請求の件数（単位：件）

実施機関名	開示請求件数 公文書	開示請求件数 保有個人情報
議会関係	1	0
市長部局 経営政策部	4	0
市長部局 総務部	3	0
市長部局 市民環境部	13	3
市長部局 地域振興部	1	0
市長部局 福祉子ども部	2	6
市長部局 生涯健幸部	2	4
市長部局 都市整備部	2	0
市長部局 会計課	0	0
教育委員会	14	0
選挙管理委員会	3	0
農業委員会	0	0
監査委員	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
複数の部署にまたがるもの	1	1
合計	46	14

※令和6年度開示請求分のみ（請求取下げ分を除く）を掲載

募集 清瀬市地域市民センター再構築検討委員

近年の社会環境の変化に対応した地域市民センターの再構築を検討する必要があることから、地域市民センターの機能を再検証するとともに、再構築することを検討する委員会を開催するため、委員を募集します。

対市内在住の12歳以上で地域市民センターの再構築を検討していただける方【募集人数】若干名【任期】第1回開催日～令和8年3月31日（会議時間は委員の選定後に決定）【謝礼】会議1回の出席につき5,000円（全4回程度を予定。未成年者が委員の場合はクオカードをお渡しします）

申問5月23日までに市ホームページ内にある申込みフォームまたは申込書（窓口で配布または市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクスで未来創造課イノベーション推進係☎042-497-1802FAX042-492-2415へ

詳しくはこちら

募集 清瀬市市民活動未来ビジョン検討会委員

今後の市民活動センターのあるべき姿や地域における市民活動のあり方を検討することを目的に、清瀬市市民活動未来ビジョン検討会を開催するため、委員を募集します。皆さまからのご応募をお待ちしております。対市内在住・在勤・在学で18歳以上の方

【募集人数】3人【謝礼】1回の会議参加で5,000円（全3回予定）申問5月30日までに申込みフォームまたは下記窓口で配布する応募用紙に必要事項を記入し、直接市民協働課協働係☎042-497-1803へ

申込みフォーム

令和7年度 市民税・都民税についてのお知らせ

◆令和7年度市民税・都民税納税通知書を発送します

納付方法	発送日	宛先
給与特別徴収（給与から天引き）	5月13日㈫	勤め先など
普通徴収（自分で納付）	6月11日㈬	本人
年金特別徴収（年金から天引き）	6月11日㈬	本人

注意点

①納付方法が複数にまたがる方（給与特別徴収に加え、年金や不動産等があり普通徴収や年金特別徴収がある場合）は、上記日程にて複数の納税通知書が届きます。

②納税通知書には、所得や控除の内訳、各期の納付額・納期限などが記載されていますので、必ず確認してください。

③市役所にお問い合わせの際は、本人確認のため納税通知書をお手元に用意してください。

④本人の申告時期や勤め先等からの課税資料・異動届の提出時期によっては、発送された納税通知書にその内容が未反映である場合があります。その場合は後日、税額等を更正して改めて通知します。

◆令和7年度から新たに年金特別徴収（年金天引き）となる方へ

令和7年4月1日現在で65歳以上の方の公的年金等の所得に係る市民税・都民税の徴収方法は、原則として年金特別徴収（年金から天引き）となります。

それ以外の所得に課税される市民税・都民税は普通徴収または給与特別徴収です。

令和7年度から年金特別徴収が開始（再開）となる方は、まず市民税・都民税のうち、公的年金等の所得に課税される税額の2分の1相当額を普通徴収の第1期・第2期にご自身で納めていただくことになります。6月11日㈬に発送の納税通知書に納付書が入っていた場合は、納付忘れがないよう注意してください。

普通徴収を納付していただいた後、残りの税額について10月から年金天引きを行います。

なお、令和6年度から継続して年金特別徴収の方は、普通徴収は発生せず、年金支給月ごとに天引きされますので、ご自身で納付していただく必要はありません。

◆令和7年度　課税・非課税証明書の発行を開始します

▶市役所で発行

納付方法	発行開始時期
給与特別徴収のみの方	5月13日㈫
上記以外の方	6月11日㈬

▶コンビニエンスストア・デジタルサービススポットで発行

※利用者証明用電子証明書搭載のマイナンバーカードをお持ちの方で、本人分のみ発行可能。

納付方法	発行開始時期
すべて	6月11日㈬

問いずれも課税課市民税係☎042-497-2040

【注意点】

①令和7年度の課税・非課税証明書は、令和7年1月1日時点で清瀬市に住民登録のある方で、所得等についての申告をしている方に発行できます。1月1日時点で他自治体に住民登録をしていた方は、その自治体にお問い合わせください。

②郵送での請求も可能です。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

③市民課の休日窓口でも取得できますが、申告漏れや申告遅れ等による未処理分がある場合など、発行できない場合があります。不安な方は平日に市役所窓口にお越しください。なお、申告してから課税・非課税証明書を発行するまでには日数を要しますので、ご注意ください。

郵送での申請方法

令和7年度第1回全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験を実施

大規模災害などの発生時に国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用した情報伝達試験が、全国一斉に行われます。市内でもすべての防災行政無線を起動し、試験放送を行いますので、ご了承ください。

【実施日時】5月28日㈬午前11時

◆試験放送の内容

（上りチャイム音）「これはJアラートのテストです（3回繰り返し）。こちらは防災清瀬です。」（下りチャイム音）

問防災防犯課防災防犯係☎042-497-1848

「国勢調査員」（二次）を募集中です

国勢調査は、5年に1度実施する最も重要な統計調査です。調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集しています。問総務課総務係☎042-497-2032

詳しくはこちら

応募要件	・令和7年8月時点で20歳以上の健康な方（学生も可） ・責任をもって調査業務に従事できる方 ・警察、選挙に直接関係のない方 ・暴力団員でない方及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方 ・退任後も含め、調査で知り得た秘密の保護に関し信頼のおける方
任命期間	9月1日～10月31日
報酬	2調査区担当で100,000円程度（調査区の世帯数により増減します）
申込方法	受付時間＝平日午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時30分（土・日曜日、祝日を除く）、「令和7年国勢調査 調査員申込書」にご記入の上、直接総務課総務係まで（面接あり） ※定員に達し次第締め切りのため、事前に電話にてご確認ください。
申込書設置場所	市役所本庁舎1階総合案内、総務課総務係、しあわせ未来センター、郷土博物館、生涯学習センター、各地域市民センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール ※市ホームページよりダウンロード可。

軽自動車税（種別割）減免のご案内

障害者・戦傷病者手帳等が交付されている場合、期限内に申請すると軽自動車税（種別割）が減免されることがあります。生計を一にする方（パートナーシップ宣誓制度による証明書保持者含む）が所有する軽自動車などについても、減免の対象となります。前年度に減免の決定を受けた方には、5月1日㈭に発送した納税通知書に申請書を同封しています（毎年度申請が必要となります）。減免基準や申請方法については、納税通知書に同封の「軽自動車等の所有者へのお知らせ」や市ホームページをご確認いただくか下記にお問い合わせください。

【申請期限】6月2日㈪まで

問課税課市民税係☎042-497-2040・2041

詳しくはこちら

出店者募集 女性起業応援 キヨセ de フェスタ

清瀬市を商圏とした女性起業家たちのハンドメイド作品販売やワークショップなどが体験できるイベントです。

日11月23日㈰午前10時～午後4時場直アミューホール他

◆出店者募集

起業を目指す女性や、起業している女性の出店をお待ちしています。

対清瀬市または近隣に活動拠点を置き、事業活動をしている団体または個人。

定員35枠程度

費2,500円（出店料）

【出店応募方法】

6月30日午後5時までに申込みフォームから

【主催】キヨセdeプランニング

問キヨセdeプランニング

kiyofes@gmail.com

※書類選考のうえ、出店者を決定します。

申込みフォーム

社会福祉法人 上宮会グループ
清瀬リハビリテーション病院

診療科目	内科、呼吸器科、消化器科、小児科、リハビリテーション科、歯科（総合リハビリテーション施設）
病床数	168床（回復期98床、一般27床、呼吸器48床）
診療受付時間	内科・小児科：曜日 月・火・木・金　火・木　時間 9:00～11:30 13:00～16:30 歯科：火・水・木・金　土（第2のみ）

☎042-493-6111　〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-33 http://www.kiyose-reha.jp

社会福祉法人 上宮会グループ
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）上宮園

特養	定員 100床
ショートステイ	定員 8床（他空床利用10床）
デイサービス	1日　25名
居宅介護支援事業所	

特養・ショートステイ　デイサービス　居宅介護支援事業所
☎042-493-6118　☎042-494-1990　☎042-491-3200
〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-31 http://www.jyogu.com/jyoguen/

広告欄

“不動産を売るとき”って、どうしたらいいの？ 専門家に学ぶ「不動産の上手な売り方無料個別講座」

参加無料・要予約
5月17日(土)～6月15日(日)開催

「三井住友トラスト不動産」では、5月17日(土)～6月15日(日)の期間中、不動産売買の悩みを解決するための「不動産の上手な売り方無料個別講座」を開催します。不動産の現在の資産価値がわかる無料査定の相談にも対応。この機会に気軽に参加を。

場三井住友トラスト不動産所沢センター（地図参照）埼玉県所沢市日吉町2-4リエート所沢2階（各線「所沢」駅徒歩1分）時5月17日(土)～6月15日(日)午前10時～午後5時※希望の日時を伝えてください※希望日の3日前までに申し込みを※相談不動産の所在地を伝えてください※エリアにより対応できない場合があります定各日・各回1組（参加費無料、水・祝定休）特「不動産売買ガイドブック」進呈（写真）申問無料講座事務局（所沢センター）☎0120-02-3397※応募者の個人情報は受付に利用